

看板オーナーの皆様へ あなたの看板は安全ですか？

近年、適切に管理されていない看板などの屋外広告物の落下・倒壊事故が全国で多発しており、本県でも実際に発生しています。ひとたび事故が起これば、看板の所有者や占有者に「賠償責任」が生じるだけでなく、企業や店舗などの「信用の失墜」にもつながるおそれがあります。そこで群馬県では、適切な点検・管理を徹底することで屋外広告物の安全性をより確保・向上させるため、群馬県屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、点検などの管理水準を強化する制度を導入しました。

主な改正のポイント ～令和7年4月1日施行～

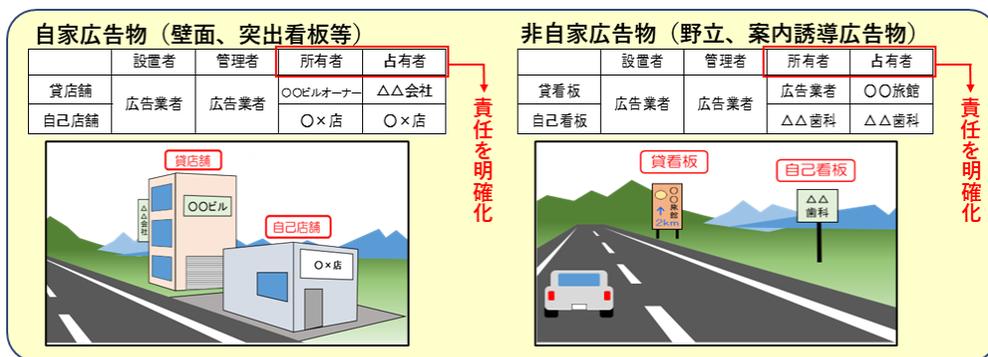
1. 管理義務者の追加と管理義務の拡大

「管理義務者」のいない広告物をなくすため、従来の「設置者」および「管理者」に加え、新たに「所有者」および「占有者」も「管理義務者」に加えることとしました。

また、「管理義務の項目」として「除却」を明記することで、安全性に問題のある広告物に対する除却指導の根拠を明確化します。

<条文の抜粋（改正部分）>

「…補修、**除却**その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。」



2. 有資格者による安全点検の義務化

規則で定めるものを除くすべての広告物について、有資格者による3年に一度の定期点検を行うこととしました。

また、安全性の見える化を図るため、有資格者による安全点検が行われた広告物に、「点検済標識」を貼付することとしました。

規則で定める点検義務の対象とならない広告物 (規則第20条の3第4項)

はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物、他法令の規定により同等の点検を行うとされているもの。

点検資格
①屋外広告士
②屋外広告物講習会修了者
③建築士(一級、二級、木造)
④電気工事士
⑤電気主任技術者(第一種、第二種、第三種)
⑥屋外広告物点検技能講習修了者
⑦広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練修了者等

点検済標識	
点検日	
点検会社	
連絡先	

群馬県

3. 安全点検報告書の明確・詳細化

許可更新時に提出が義務づけられる「安全点検報告書」について、点検の実施状況を詳細に確認するため、点検項目を7項目から17項目に細分化しました。(裏面のとおり。)

また、複数基の広告物がある場合、1基ごとに安全点検報告書を作成することとしました。

点検のチェックポイント

●危険の兆候をチェック ～早期発見が事故を防ぎます～

サビによる腐食



鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆

汚れ



サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも

ズレ・欠陥



盤面のズレや取付具の欠落は、落下の前触れ

照明不点灯



漏電の場合は、火災の危険も

●新たな点検項目

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	4 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間
	5 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
取付部	6 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	7 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	8 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	9 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等欠落
	10 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	11 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	12 照明装置の不点灯、不発光
	13 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	14 周辺機器の劣化、破損
その他	15 付属部分の腐食、破損
	16 避雷針の腐食、損傷
	17 その他点検した事項

【問合せ先】

群馬県県土整備部都市計画課景観形成係 TEL：027-226-3652

